



この秋、ワシントン条約の会議が開かれます。

今年2004年10月2～14日に、第13回ワシントン条約締約国会議がタイのバンコクで開催されます。それに先立ち、トラフィック イーストアジア ジャパンは、締約国会議に向けて約10回のシリーズでワシントン条約関連情報を各マスメディア関係者の方々に配信することにいたしました。会議に関する正確な情報の入手や取材の参考としてお役立てください。また、ご不明な点や詳細に関してはトラフィックまでお問い合わせください。

●下記の内容を転載する際には、トラフィックジャパンまでご一報ください。

日本の提案といえば……クジラ

ワシントン条約の規制対象となる動植物は、条約の締約国会議で決定される。締約国が提案し、会議で議論して決定されるのである。日本からの提案といえばクジラである。

日本は、これまでクジラ類のダウンリスティングの提案を第10回締約国会議（1997年）から第11回（2000）、第12回（2002）と、毎回提出している。

改正には2/3の賛成票が必要である。これら提案への賛成票は、過半数に至らないことがほとんど。最近では、票数の変動もあまりない。日本は持続可能な利用という見地を強調し、そこに賛同する国も多いが、IWCで捕獲が禁止されているものの取引再開という判断には躊躇する国も多い。

過去の提案は、ミンククジラ以外の提案も出されていたが、今回は北半球のミンククジラの提案一本にかけている。今回の提案でどのような賛成の意見がきかれるか、また、どこまで票を伸ばせるか、興味深い。

今回の提案は

今回、日本は、北半球のミンククジラ（オホーツク・西太平洋系群、北東大西洋系群および北大西洋中央部系群）のダウンリスティング（附属書Ⅰ〔商業取引原則禁止〕から附属書Ⅱ〔条約で定められた規制のもとでの取引〕に移行）を提案した。



ミンククジラ
(c) WWF-Cannon / Morten LINDHARD

■トラフィックはこう考える

附属書Ⅱへの移行が提案されているミンククジラの3系群は、附属書Ⅰの生物学的基準を満たしていないように見える。しかし、附属書Ⅱへ移行するために必要な**予防措置（決議9.24）**がまだ十分に講じられていないとして、トラフィックは、この提案に反対である。

お店で売ってるクジラはどこから来たの？

IWCでその捕獲が禁止されているものの、日本の市場にクジラの肉が出回っている4つの理由

- ①調査捕鯨の副産物としての肉が販売されている。
- ②IWCで規制されていないイシイルカなどの小型鯨類が捕獲され、その肉が販売されている。
- ③混獲されたものからの肉が販売されている。
- ④長期にわたって保存されている在庫としての肉が販売される場合がある。

市場に供給されている鯨肉は、調査捕鯨で捕獲されたものが中心である。

調査捕鯨では、現在南氷洋でミンククジラ440頭、北西太平洋でミンククジラ100頭、ニタリクジラ50頭、イワシクジラ50頭、マッコウクジラ10頭が捕獲され、日本沿岸ではミンククジラ50頭が調査のため捕獲されており、これらの肉の一部が市場に出回っている。

冷凍されたミンククジラとニタリクジラの市販用赤肉（卸売価格）＝1kgあたり約2,600円

前回の結果は

前回の第12回会議（2002年11月、チリ）における我が国の提案とその結果

1. 北半球ミンククジラ（附属書Ⅰ→Ⅱの附属書改正提案）
（修正提案）→ 賛成 反対 棄権 無効 総数
53 66 5 0 124
2. 北太平洋ニタリクジラ（附属書Ⅰ→Ⅱの附属書改正提案）
→ 賛成 反対 棄権 無効 総数
43 63 3 2 111
3. CITESとIWCとの関係（決議案）
→メキシコの反捕鯨決議案と相殺し、取り下げ。
4. CITESとFAOとの関係（決議案）
→米国の提案と一本化し、コンセンサスにて採択。

トラフィックジャパンの ⑤
ここに注目

ダウンリスティングには
予防措置はかせない。